

国立大学法人京都教育大学利益相反マネジメント規程

平成24年11月7日 制定

平成25年9月27日 最終改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学利益相反マネジメントポリシーに則り、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）の役員及び教職員（以下「役職員」という。）の利益相反につながる行為を未然に防止するため、役職員の利益相反の適切な管理（以下「利益相反マネジメント」という。）に関し必要な事項を定め、もって本学における産学官連携活動を含む社会貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「産学官連携活動」とは、本学と企業及び公的機関（以下「企業等」という。）との間で行う共同研究、受託研究、技術移転（実施許諾、権利譲渡、技術指導）、役職員の兼業、研究の助成を目的とした金銭又は物品の受入れ、施設・設備の利用又は提供、大学発ベンチャー及びその他産学官連携に係る個人的利益に関する活動をいう
- 二 「利益相反」とは、産学官連携活動によって起こる本学の社会的信頼が損なわれる状態で、次に掲げるものをいう
 - ア 役職員が産学官連携活動によって得る利益（兼業報酬、特許に係る収入によって得る利益、未公開株式の取得等）と本学における教育及び研究に係る責任が相反する状態
 - イ 役職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負い、かつ、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態
 - ウ 本学が産学官連携活動によって利益を得る行為と本学の社会的責任が相反している状態
- 三 「企業」とは、営利を目的として経済活動を営む組織体、「公的機関」とは、国、独立行政法人及び地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、役職員が次に掲げる行為を行う場合を対象としてこれを行う。

- 一 学外に対して産学官連携活動等を行う場合
- 二 本学の産学官連携活動に関係する企業等から一定額以上の金銭（給与、講演料、原稿料等）もしくは便益（物品、設備、人員等）の供与又は株式等の経済的利益を得る場合
- 三 本学の産学官連携活動に関係する企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合

四 学生等を産学官連携活動に従事させる場合

五 その他次条に規定する委員会が対象とすることを定めた場合

2 前項の各号に該当する行為を行う役職員は、次条に規定する委員会が定める利益相反自己申告の手続を行うものとする。

(利益相反マネジメント委員会)

第4条 本学に、利益相反マネジメントに関する次の事項を審議及び実施するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一 利益相反マネジメントポリシーの見直しに関すること

二 利益相反防止のための施策ならびに役職員への助言及び指導に関すること

三 利益相反自己申告についての調査（以下「利益相反マネジメント調査」という。）及び審査に関すること

四 利益相反に関する学内啓発活動に関すること

五 利益相反の情報公開に関すること

六 その他利益相反に関する重要事項

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

一 理事のうちから学長が指名する者 1名

二 研究推進室長

三 教育研究評議会規程第2条第八号の評議員のうち教育研究評議会から選出された者 1名

四 人権委員会から選出された者 1名

五 研究協力・附属学校支援課研究協力担当課長

六 学長が指名する学外有識者 1名

3 前項第三号、第四号及び第六号の委員は、学長が委嘱する。

4 第2項第六号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

一 委員長は、第2項第一号の委員をもって充てる

二 副委員長は、委員の互選により選出する

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

8 委員長が必要と認める場合には、委員以外の専門家等の出席を求め、その意見を聴取することができる。

9 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

10 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、委員会の議決に利害関係を有する委員は議決に加わることができない。

(委員会による利益相反マネジメント調査)

第5条 利益相反マネジメント調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- 一 利益相反自己申告書類の精査
- 二 ヒアリング
- 三 追跡調査
- 四 その他利益相反に関する必要な調査

2 前項各号による調査の実施手続きに関し必要な事項は、委員会が別に定める。
(委員会による審議等の手続)

第6条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき審議のうえ、役職員の利益相反に関して本学として許容できるか否かについて審査する。

- 2 委員会は、前項の審査の結果、必要と認められる場合は、関係する役職員に対して利益相反に関する勧告を行う。
- 3 委員会は、前項の勧告を行った場合、学長へ勧告結果の報告を行い、当該役職員の状況について、さらに追跡調査を実施する。
- 4 委員会は、第2項の勧告を行った場合、審査の結果及び勧告の内容について、当該役職員に速やかに通知する。
- 5 当該役職員は、委員会の勧告に不服がある場合は、利益相反再審査を委員会に請求することができる。この場合において、委員会は再度審議を行い、学長が最終審査決定を行う。
- 6 前項により、再度、学長が勧告の決定を下した場合、委員会はその遵守状況について、さらに追跡調査を実施する。

(情報公開)

第7条 委員会は、社会に対する説明責任を果たすため、本学の利益相反に関する統計的な情報を学外に公表するものとする。

- 2 委員会が許容し得ると判断した利益相反及びその行為については、これに係る学外からの調査等に対して、委員会が対応する。

(利益相反アドバイザー)

第8条 本学に、利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

- 2 アドバイザーは、役職員からの利益相反に関する相談に応じるとともに、委員会の審査先例に従い、専門的な見地から、必要な助言及び指導を行う。
- 3 アドバイザーは、前項の役職員からの相談の内容ならびに助言及び指導の内容を委員会に報告しなければならない。
- 4 アドバイザーは、委員会の活動及び報告に協力しなければならない。
- 5 アドバイザーは、専門的知識を有する学内外の者から学長が委嘱する。
- 6 アドバイザーの委嘱期間は2年とし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員、アドバイザー及び本規程に定める業務に携わる者は、その業務により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年11月7日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第4条第2項第六号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 第3条の規定に関わらず、当分の間、厚生労働科学研究費補助金の交付の申請を行う研究代表者及び研究分担者となる役職員に限り、別に定める利益相反自己申告の手続を行うものとする。

附 則（平成25年規程第38号）

この規程は、平成25年9月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

利益相反マネジメント自己申告書（厚生労働科学研究用）

国立大学法人京都教育大学利益相反マネジメント規程附則第3項に規定する利益相反自己申告の
手続は、研究代表者及び研究分担者となる者がこの申告書により行うものとする。

申告日： 平成 年 月 日

利益相反マネジメント委員会委員長 殿

下記の厚生労働科学研究の研究課題に係る申告者、申告者と生計を一にする配偶者及び一
親等の者（親及び子ども）の利益相反に関する状況（平成 年1月1日～12月31日）
は下記のとおりです。

申告者所属： _____ 申告者名： _____（自署）

申告者の立場（該当するものに○）： 研究代表者 ・ 研究分担者

研究課題名	
-------	--

- 厚生労働科学研究費の交付申請を行う研究代表者又は研究分担者は、この自己申告書を本学利益相反マネ
ジメント委員会へ提出し、審査を受ける必要があります。
- 研究代表者又は研究分担者は各人がそれぞれ提出してください。
- 各質問項目の該当の有無に○、また、該当する場合は、企業、公的機関（国、独立行政法人及び地方公共
団体）ごとに記載してください。（「(2) 企業・公的機関からの収入」には、公的機関から支給される謝金
は含まれません。）
- 申告者、申告者と生計を一にする配偶者及び一親等の者（親及び子ども）の活動・報酬についても記載し
てください。
- 申告する企業、公的機関が複数あり、1枚の用紙で記入しきれない場合は、適宜用紙を添付してください。

1 審査を受ける者の状況

【A 申告者】

(1) 産学官連携活動

外部活動の有無 (有・無) (該当するものに○)	
(有の場合のみ、以下の欄に企業・団体ごとに記載すること。)	
企業・団体名	
役割(役員・顧問等)	
活動内容	
活動時間(時間/月)	

(2) 企業・公的機関からの収入 ※複数の場合、列記すること

収入の有無 (有・無) (年間の合計収入が同一企業等から100万円を超える場合に○)			
(有の場合のみ、以下の欄に企業・団体ごとに記載すること。)			
企業・公的機関名			
報酬・給与	万円/年	原稿料	万円/年
講演謝礼等	万円/年	ロイヤリティ	万円/年
その他の贈与	万円/年		

(3) 産学連携活動の相手先のエクイティ

※エクイティ (equity) とは、公開・非公開を問わず、株式、出資金、株式買入選択権 (ストックオプション)、受益権等をいう。

エクイティの有無	有 ・ 無 (該当するものに○)
企業・公的機関名	
エクイティの種類 (数量)	

※記載例：公開株 (100株：時価430万円相当)、未公開株 (発行株総数の8%)

【B 申告者の家族 (一親等まで)】

(1) 産学官連携活動

外部活動の有無 (有 ・ 無) (該当するものに○)			
(有の場合のみ、以下の欄に企業・団体ごとに記載すること。)			
企業・団体名			
役割 (役員・顧問等)			
活動内容			
活動時間 (時間/月)			

(2) 企業・公的機関からの収入 ※複数の場合、列記すること

収入の有無 (有 ・ 無) (年間の合計収入が同一企業等から100万円を超える場合に○)			
(有の場合のみ、以下の欄に企業・団体ごとに記載すること。)			
企業・公的機関名			
報酬・給与	万円/年	原稿料	万円/年
講演謝礼等	万円/年	ロイヤリティ	万円/年
その他の贈与	万円/年		

(3) 産学連携活動の相手先のエクイティ

※エクイティ (equity) とは、公開・非公開を問わず、株式、出資金、株式買入選択権 (ストックオプション)、受益権等をいう。

エクイティの有無	有 ・ 無 (該当するものに○)
企業名	
エクイティの種類 (数量)	

※記載例：公開株 (100株：時価500万円相当)、未公開株 (発行株総数の6%)

2 申告者の産学連携活動に係る受入額

申請研究に係るもので、役職員が関与した共同研究、受託研究、技術移転 (実施許諾、権利譲渡、技術指導)、兼業、研究の助成を目的とした金銭又は物品の受入れ、施設・設備の利用又は提供、大学発ベンチャーに係る個人的利益

産学連携活動の有無	有 ・ 無 (年間の合計収入が同一企業等から200万円を超える場合に○)
活動内容	
企業名	
授受金額	万円/年

注意事項：

研究実施期間中に新たに利益相反が発生した場合 (年間の合計収入が同一企業等から100万円を超えることとなった場合や産学連携活動に係る収入額が200万円を超えることになった場合等) には、その時点から6週間以内に修正した申告書を提出してください。